

令和2年 第7回総会・会議録

1. 日 時 令和2年7月10日（金）午前10時00～10時23分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員（17名）

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 茂道	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	19番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員（10名）

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
32番 中畑 栄		

4. 欠席委員（5名）

18番 尾倉 加三	26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
31番 三村 訓章	33番 寺岡 朝治	

5. 事務局・出席職員（5名）

事務局長 橋本 浩司	次 長 篠田 秀彦
係 長 村上 尚人	主 任 今村 学
主 査 奥 浩二	

## 6. 報告事項

報告第 27 号 使用貸借権の解約について	1 件
報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	2 件
報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について	1 件
報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	10 件

## 7. 議案及び結果

### (1) 農地関係

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	4 件
議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について	26 件

事務局長	<p>ただ今より令和 2 年 第 7 回東部農業委員会総会を始めます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、27 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。</p>
事務局長	<p>会を始めます前に 6 月に農業委員の古海 博様がお亡くなりになりました。ここでご逝去されました古海 博様のご冥福をお祈りして一分間の黙とうを行います。皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>(一分間の黙とう)</p> <p>では会長、議会の進行をよろしくお願いいたします。</p>
井手尾会長	<p>ただ今より令和 2 年第 7 回総会を始めます。</p> <p>本日の総会は、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行いますので、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容はご覧いただいていることと思っておりますので、今総会の報告事項につきましては、ご承認願います。</p> <p>次に議案の審議ですが、先日通知したとおり、報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略いたします。</p> <p>また、北九州市東部農業委員会規則第 1 4 条の規定に基づき、一括審議により、異議の有無のみを総会に諮ります。</p>

それでは、事前配布の議案書について、異議のある場合は発言及び審議を宜しくお願い致します。

今回の議案第 24 号及び第 25 号に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は許可、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」は原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。

本日の署名委員は、2 番森上委員、3 番間委員です。よろしくお願ひいたします。そのほかで何かございませんか。

黒崎委員

議案審議は終わりましたが、16 ページの利用権設定に関する件で、貸借期間が 20 年という項目があるのですが、農業経営基盤強化促進法の改正により 20 年間の貸借が可能になったということを読みました。そしてこういうことをやる際には公示しなければならないとあるのですが、これは実際にやっているのですか。

事務局

農業経営基盤強化促進法関連の議案につきましては、現時点ではお答えしかねますので、市の方にも確認いたしまして、改めて黒崎委員にご回答させていただきます。

井手尾会長

規制に関するような色々な問題については農政事務所が管理していると思うので、合理的に審議を行っていると思います。詳しい内容については、今後も農業委員会は継続するわけですから、後日説明するか、個別に黒崎委員に連絡をするようにしていただだけませんか。よろしいですか。

黒崎委員

文書で回答してください。

事務局

会長からもございましたように、農業委員会自体は継続いたしますので、今回ご質問いただきました内容につきましては、確認の上、文書でお示しする形で対応させていただきます。

松根委員

お尋ねしたいのですが、農業基盤強化法というのは農地法の特別法になるのですか。

事務局長

農業経営基盤強化促進法になります。

松根委員

特別法になったら、法律的には特別法優先の原則がありますが。

事務局

具体的に農地法と農業経営基盤強化促進法がどういう関係性にあるかは調べてみないと分かりません。

井手尾会長

他に何かございませんか。ないようでしたら私から。

3年間会長としての使命を受けましたが、皆様方のご協力により、無事に任期を終わろうとしていることに対して、心から感謝を申し上げると同時に、私の記憶では色々と審議をする中で、これからの農業委員会としてのやり方、進め方について、まだまだ不十分なところがある、そのような内容については、今後、任命を受けた農業委員、農地利用最適化推進委員として任命を受けられる方々も含めて、残された課題を協議しながら、農家を安定した農業に持っていくための施策を取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私の記憶の中では、2月20日に皆さんと一献かわしたのが最後の良いチャンスであったわけです。あれからコロナということで、三密は避けてなどと、色々な事が前に進もうとしても進めない状況が今日まで続きました。コロナが終息すれば、また色々な事が取り決められると思いますので、皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

事務局

事務局から3点連絡事項がございます。

まずは、親睦会の会計の清算でございます。毎月親睦会費としてお預かりしておりました会費の清算は、本日報告すべきことではございますが、準備が整っておりません。報告書を作成して会長にチェックしていただいた後に、皆様方には郵送にて清算金の振込み予定日等を個別にご連絡をさせていただきますのでご了承ください。手続きにしばらくお時間をいただきますのでよろしくお願いいたします。

また7月17日で任期満了になられます農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様には、お預かりしておりました印鑑を封筒に入れて、お配りしておりますのでご確認ください。

2点目は、委員バッチ、並びに身分証明証の返却です。現在お渡ししております農業委員章と農地利用最適化推進委員章については、17日に任期が満了とされる方は、原則、返却回収になります。

一緒にお渡ししております身分証明書も組織統合により7月17日で失効します。統合後の農業委員会において新しい証明書を発行いたしますので、

17日の任期満了後、全員返却回収ということになります。

したがって、委員バッチ並びに身分証明書は、任期満了後、どのタイミングでもかまいませんので、こちらの事務局にご返却頂ければと思います。

3点目です。新しい農業委員の初総会の日程をご案内します。

新しい農業委員さんによる初総会は7月18日の土曜日10時から、且過のホテルクラウンパレス小倉で執り行われます。初総会は、農業委員さんのみで合計19名のご参加という形になります。

新しい農地利用最適化推進委員の委嘱は初総会で確定しますので、7月30日の木曜日の10時から、この会場にて新しい農地利用最適化推進委員の皆様の委嘱式等を開催する予定です。

新型コロナウイルス感染予防対策の観点から出席者を最小限にとどめる都合上、7月30日は推進委員のみの委嘱式とさせて頂くことをご了承ください。

具体的な日程は、7月18日の初総会及び7月30日の委嘱式におきまして、8月以降のスケジュールをご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

井手尾会長

他に何かございませんか。なければ、以上をもちまして、令和2年第7回総会を終わります。お疲れさまでした。